

令和 6 年 10 月 1 日から最低賃金が改定されました

令和 6 年 10 月 1 日から適用された最低賃金について、中央最低賃金審議会は今年も大幅な増額案を示しました。これを踏まえ、各地方の最低賃金審議会の審議の結果、令和 6 年度地域別最低賃金額は、下記のとおり 10 月 1 日より順次改定となりました。



都道府県名	改定後	改定前	都道府県名	改定後	改定前
北海道	1,010	960	滋賀	1,017	967
青森	953	898	京都	1,058	1,008
岩手	952	893	大阪	1,114	1,064
宮城	973	923	兵庫	1,052	1,001
秋田	951	897	奈良	986	936
山形	955	900	和歌山	980	929
福島	955	900	鳥取	957	900
茨城	1,005	953	島根	962	904
栃木	1,004	954	岡山	982	932
群馬	985	935	広島	1,020	970
埼玉	1,078	1,028	山口	979	928
千葉	1,076	1,026	徳島	980	896
東京	1,163	1,113	香川	970	918
神奈川	1,162	1,112	愛媛	956	897
新潟	985	931	高知	952	897
富山	998	948	福岡	992	941
石川	984	933	佐賀	956	900
福井	984	931	長崎	953	898
山梨	988	938	熊本	952	898
長野	998	948	大分	954	899
岐阜	1,001	950	宮崎	952	897
静岡	1,034	984	鹿児島	953	897
愛知	1,077	1,027	沖縄	952	896
三重	1,023	973	全国平均	1,055	1,004

出典：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

令和 6 年の改定は、全国加重平均で 51 円上昇しました。従業員の方(時給者、月給者ともに)の賃金が最低賃金を下回っていないか必ず確認し、採用条件も併せて確認しておきましょう。

(人事労務事業部 有田一範)